

発行日：平成21年5月8日(金)

★★ 今月のテーマ ★★  
**中小企業緊急雇用安定助成金**

—不況を雇用維持で乗り切る—

保険情報サービス(株) **FAX NEWS**

発行元：保険情報サービス株式会社

〒120-0005 足立区綾瀬 3-16-4 とうしんビル

TEL03-5227-1846 FAX03-3269-3607

昨今、景気の悪化から人員整理を行う企業が増加しています。今回は休業という方法で雇用の維持を図った中小企業に対して支給される助成金についてご案内いたします。

**1. 支給の対象となる会社とは**

景気の変動を理由として

- ・売上高又は生産量等が最近3ヵ月間の月平均値がその直前又は前年同期に比べて5%以上減少している
- ・前期決算等が赤字であり売上高・生産量が縮小している

のいずれかに該当する中小企業が、労働者の休業を行った場合、支払った休業手当の一部が助成金として支給されます。

申請窓口は、管轄のハローワークです。

**2. 休業実施計画届を事前に届出すること**

この助成金は休業実施期間(通常は賃金締切期間単位)における休業予定の日を事前に届出しておかなければなりません。休業が実施されたからの届出では助成金を受けられませんのでご注意下さい。

休業日に支払う休業手当額の計算方法を労働組合又は労働者代表との間で協定により決定しておく必要があります。休業手当の額は労働基準法第26条に定める平均賃金の60%以上でなければなりません。

平均賃金は過去3ヶ月に支払った賃金額から算出されます。単に基本給の6割ではない点にご注意下さい。

**3. 休業の計画に当たっての注意点**

部署ごと、部門ごとに休業日を調整します。なお、休業を行わない部門があっても問題はありません。

**4. 支給対象となる休業とは**

所定労働日の全一日にわたるもの、又は所定労働時間内に労働者(雇用保険加入者)全員について一斉に1時間以上行うものをいいます。

(ただし当分の間は1時間以上の休業について、一斉でなくても対象となります。) 1ヶ月間に1日だけの休業でもかまいません。

**5. 休業実施計画どおりに休業を実施**

休業の実施は、休業実施計画届どおりに行います。計画が50%以上変更になる場合は、事前に変更届を出さないと助成金の対象なりません。

**6. 支給申請は1ヵ月以内に**

休業実施期間が終了したら、申請を行います。申請期間は休業実施計画届に記載した期間末日の翌日から1ヵ月以内です。

**7. 助成金の支給額について**

支払った休業手当の80%が支給となりますが、一人一人に支払った休業手当の80%ではなく、次によります。

前年度の労働保険の申告書における

- ①雇用保険に係る確定保険料の計算の基礎となった賃金総額
- ②月間平均被保険者数
- ③年間所定労働日数、等を基に算出された金額の80%(上限額7,730円。なお現在、社員の解雇を伴わない場合90%になります)に休業を実施した期間の延人数を乗じた金額です。

したがって一人に対する1日あたりの助成額は各人の休業手当額にかかわらず、一企業において同一の金額となります。

**8. 教育訓練実施時の上乗せ**

休業実施日に、通常行えない教育訓練を全一日にわたり行った場合(こちらも事前に届出が必要)、訓練費として1人1日当たり6,000円が助成金額に加算されます。

景気の悪化といえば“人員整理”と考えがちですが、雇用を維持しながらこの不況を乗り切る為に、中小企業緊急雇用安定助成金制度を活用してみたいかがでしょうか。

本内容の詳細は下記までお問い合わせ下さい。

担当：中島・高澤